

社会保険未加入対策に関連する 各種調査の結果について

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する実態調査について

社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業社団体に所属する企業を対象に、「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況」等について、本年11月にアンケート調査を実施。（回答数は約3000件。）

1. 調査の目的

- 社会保険等未加入対策に係る、各建設企業における取組の浸透状況等を総合的に把握し、目標達成を見据えた加入徹底方策を検討することを目的とする。
- 本調査については、昨年度も同様の調査を実施。

2. 調査の概要

【調査対象】

社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業

【調査期間】

平成27年11月2日(月)～平成27年11月24日(火)

【回答方法】

インターネットアンケートによる回答

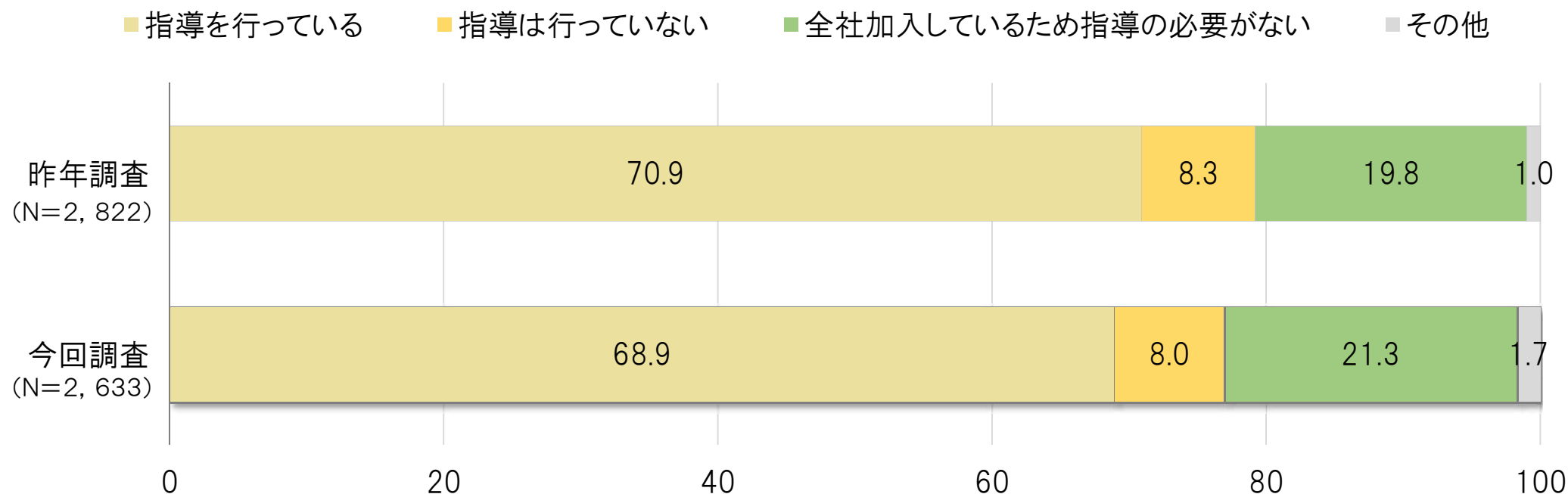
【主な設問項目】

- 社会保険等加入状況の確認・指導の状況
- 法定福利費を内訳明示した見積書への対応
- 法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出有無 等

1-1 社会保険の加入に関する元請による下請の確認・指導

(1) 下請企業への指導の有無

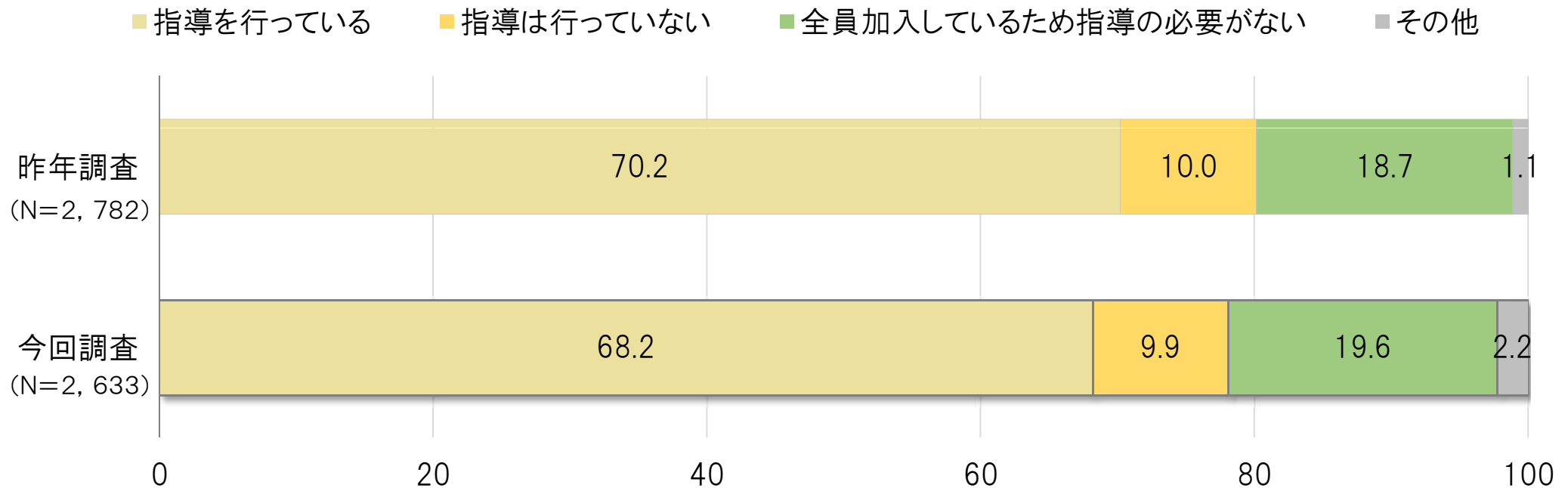
○ 下請企業の社会保険未加入が判明した場合の指導については、「指導を行っている」(68.9%)と「全社加入しているため指導の必要がない」(21.3%)の合計は約9割(90.2%)となった。



1-2 社会保険の加入に関する元請による下請の確認・指導

(2) 下請企業の従業員等への指導の有無

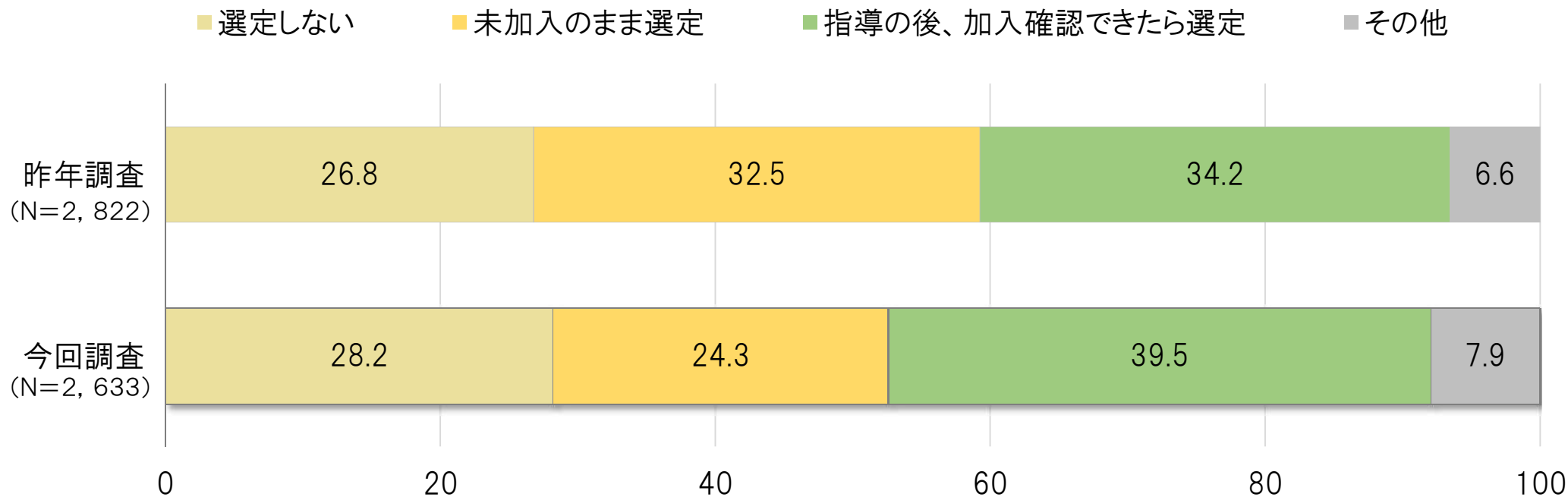
○ 下請企業の従業員・作業員が社会保険未加入であると判明した場合の指導については、「指導を行っている」(68.2%)と「全社加入しているため指導の必要がない」(19.6%)の合計は約9割(87.8%)となった。



1-3 社会保険の加入に関する元請による下請の確認・指導

(3) 下請企業が未加入の場合の対応

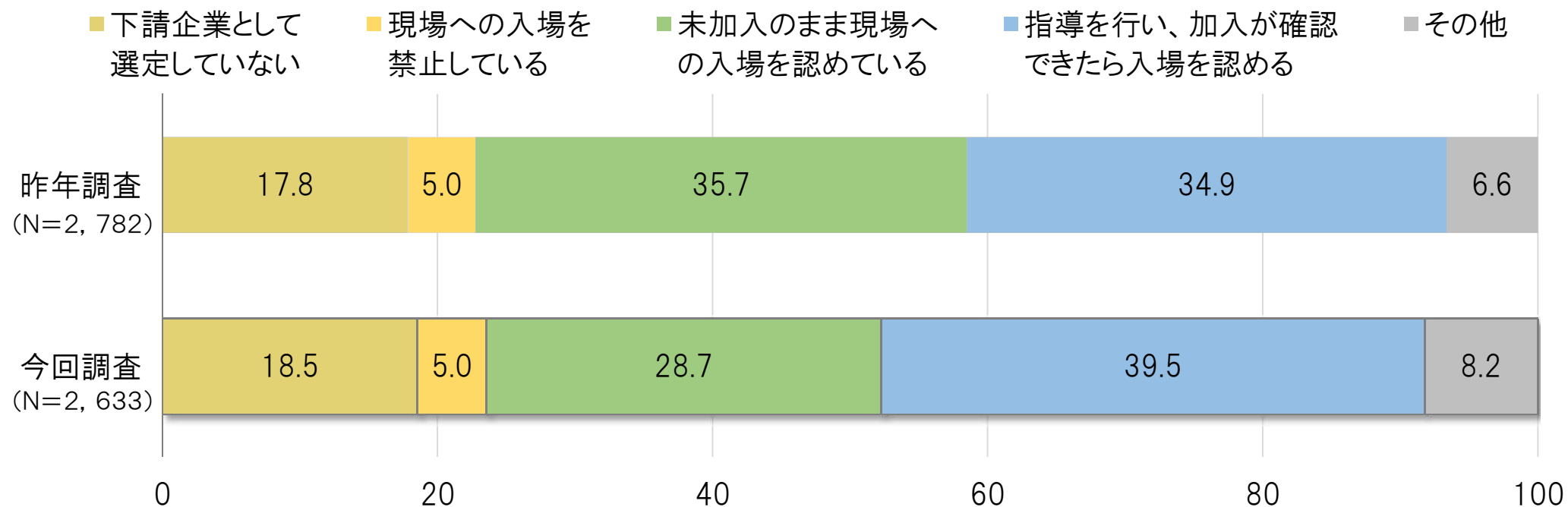
- 下請企業が社会保険に未加入の場合の対応については、「指導を行い、加入が確認できたら下請企業として選定する」(39.5%)と「下請企業として選定しない」(28.2%)の合計が約7割(67.7%)となり、昨年(61%)から約7ポイント増加した。



1-4 社会保険の加入に関する元請による下請の確認・指導

(4) 下請企業の従業員等が未加入の場合の対応

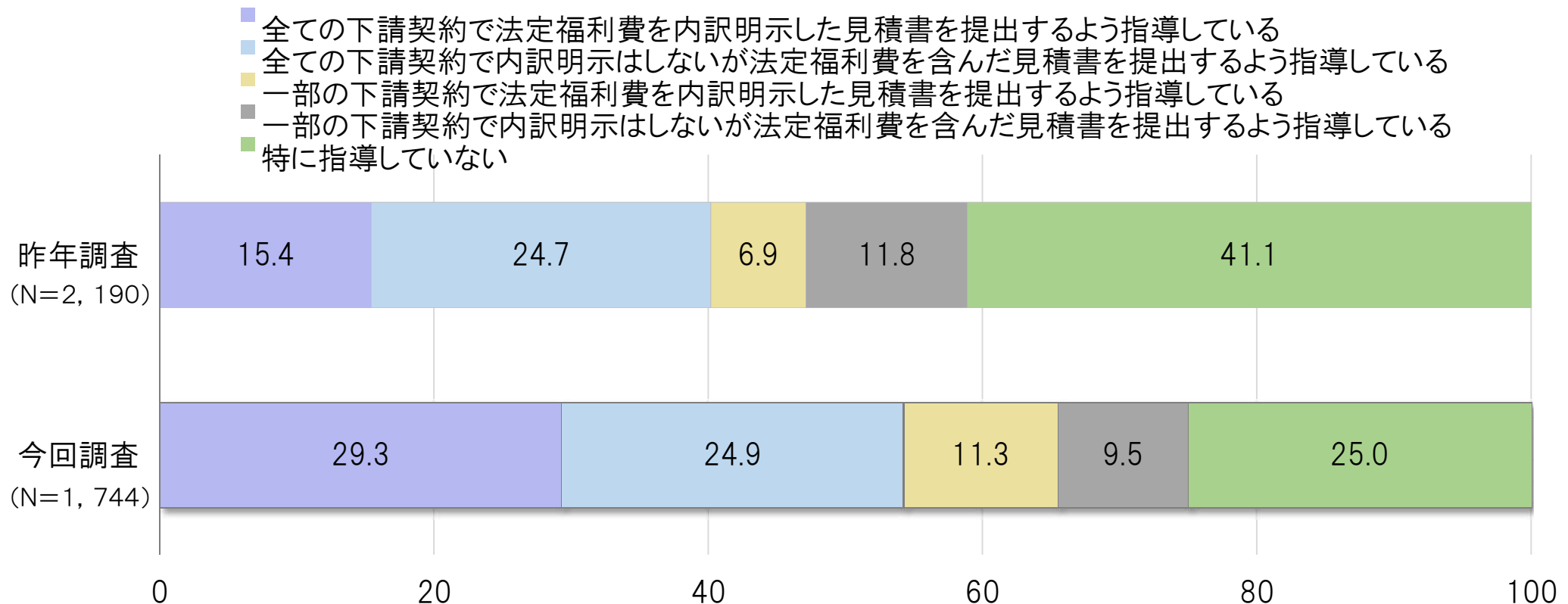
- 下請企業の従業員・作業員が社会保険に未加入であると判明した場合の対応については、「指導を行い、加入が確認できたら入場を認める」(39.5%)、「現場への入場を禁止している」(5.0%)、「下請企業として選定しない」(18.5%)の合計で約6割(63.0%)となっており、昨年(57.2%)から約6ポイント増加した。



2-1 元請における「見積書」(法定福利費を内訳明示した見積書)の活用状況

(1)「見積書」に関する下請への指導

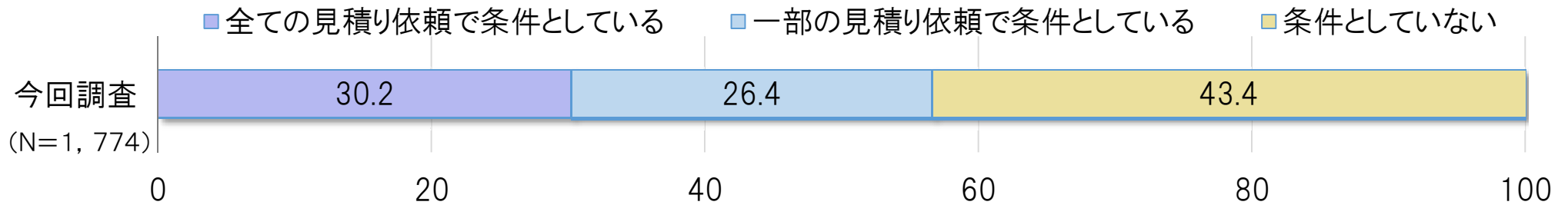
- 下請企業に対する、法定福利費を内訳明示した見積書の提出の指導については、全てまたは一部の下請契約で指導した元請企業は、合計約4割(40.6%)で、昨年(22.3)から約18ポイント増加した。
- また、「内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書の提出を指導した」も含めると、約8割(75.0%)に達し、昨年(58.8%)に比べて約16ポイント増加している。



2-2 元請における「見積書」(法定福利費を内訳明示した見積書)の活用状況

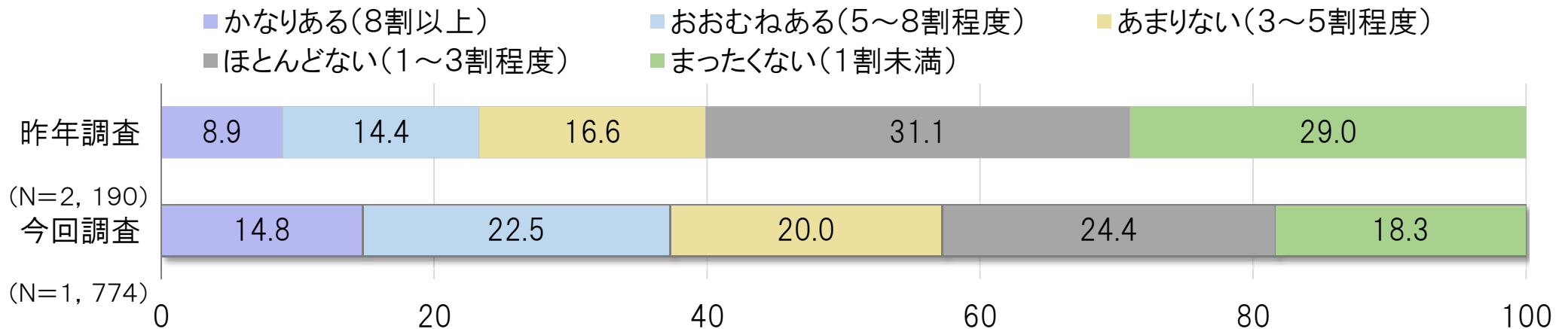
(2) 下請に対する見積条件への明示(ガイドラインへの準拠)

- 平成27年4月の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」改訂で明記された、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を下請企業に対する見積条件に明示することについては、全て又は一部で条件としている元請企業の割合は約6割(56.6%)だった。



(3) 下請からの「見積書」提出

- 下請企業からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、かなり又はおおむねあるとした元請企業が計約4割(37.3%)となっており、昨年(23.3%)から約14ポイント増加した。

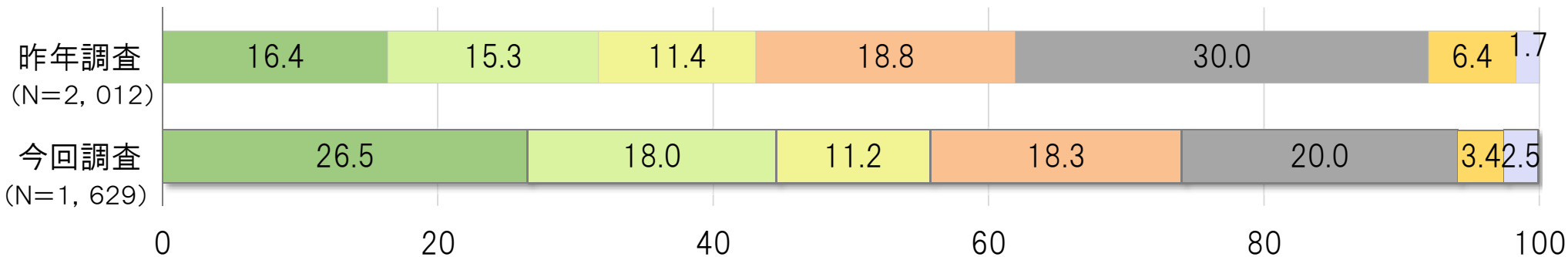


3-1 下請における「見積書」(法定福利費を内訳明示した見積書)の活用状況

(1) 下請による「見積書」の提出

○ 下請企業から注文者への法定福利費を内訳明示した見積書の提出については、ほとんど又はおおむね提出しているが計約4割(44.5%)で、昨年(31.7%)から約12ポイント(12.8%)増加した。

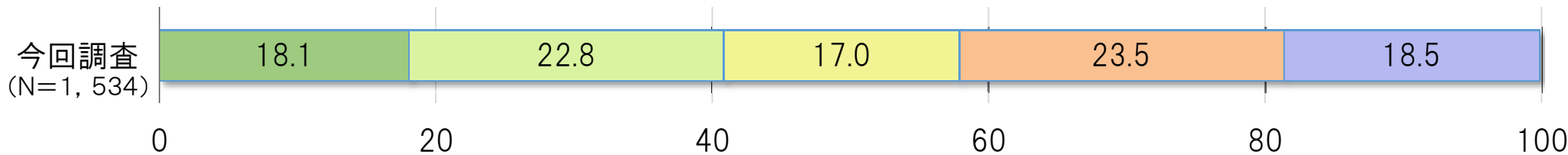
- ほとんどの工事で提出している(8割以上)
- おおむね提出している(5~8割程度)
- あまり提出していない(3~5割程度)
- ほとんど提出していない(1~3割程度)
- まったく提出していない(1割未満)
- 取組自体がよくわからない。
- その他



(2) 見積条件への明示(ガイドラインへの準拠)

○ 平成27年4月の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」改訂で明記された、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を元請企業からの見積条件に明示することについては、ほとんど又はおおむね条件とされた下請企業は計約4割(40.9%)であった。

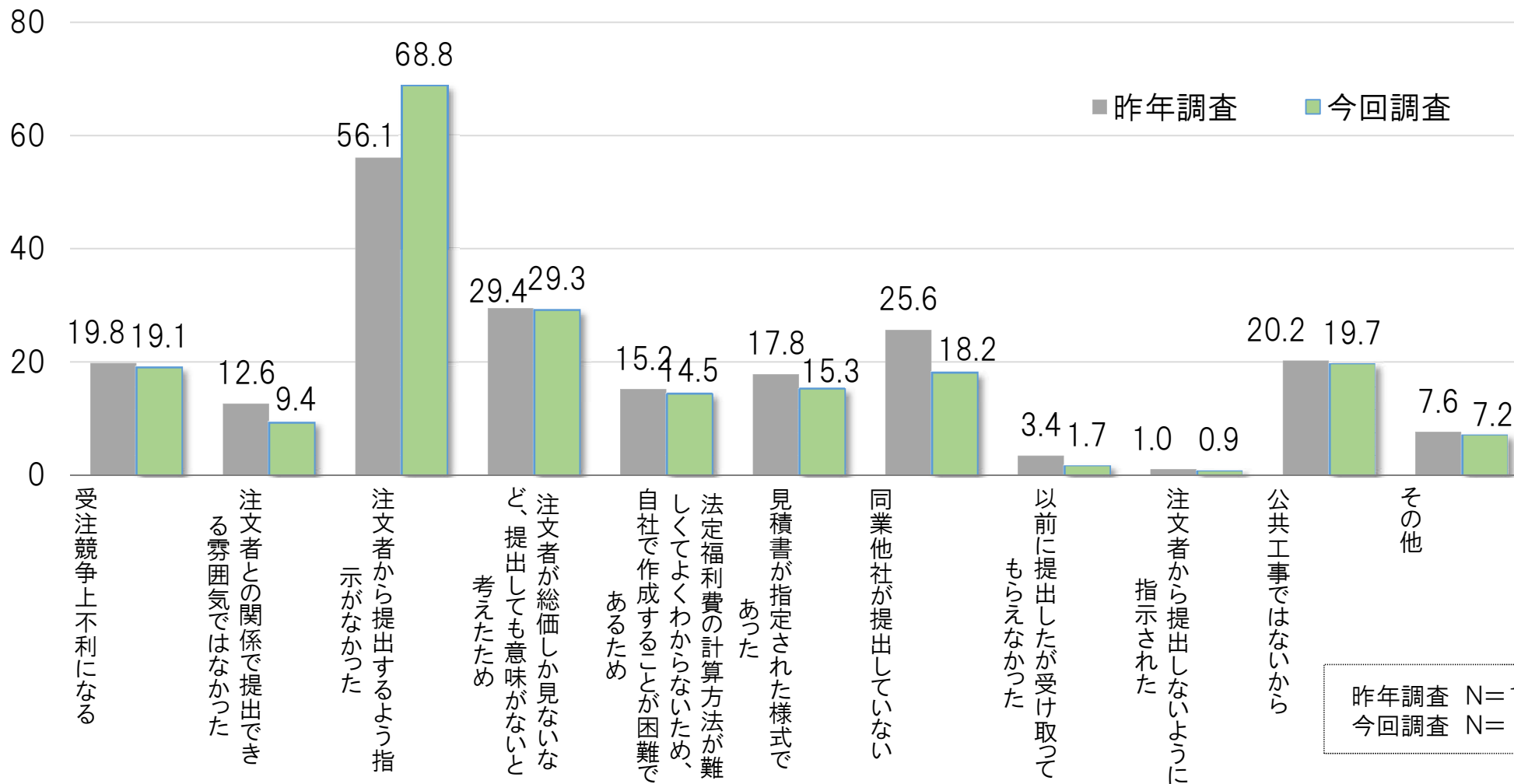
- ほとんど条件づけられている(8割以上)
- おおむね条件づけられている(5~8割)
- あまり条件づけられていない(3~5割)
- ほとんど条件づけられていない(1~3割)
- まったく条件づけられていない



3-2 下請における「見積書」(法定福利費を内訳明示した見積書)の活用状況

(3)「見積書」を提出しない理由

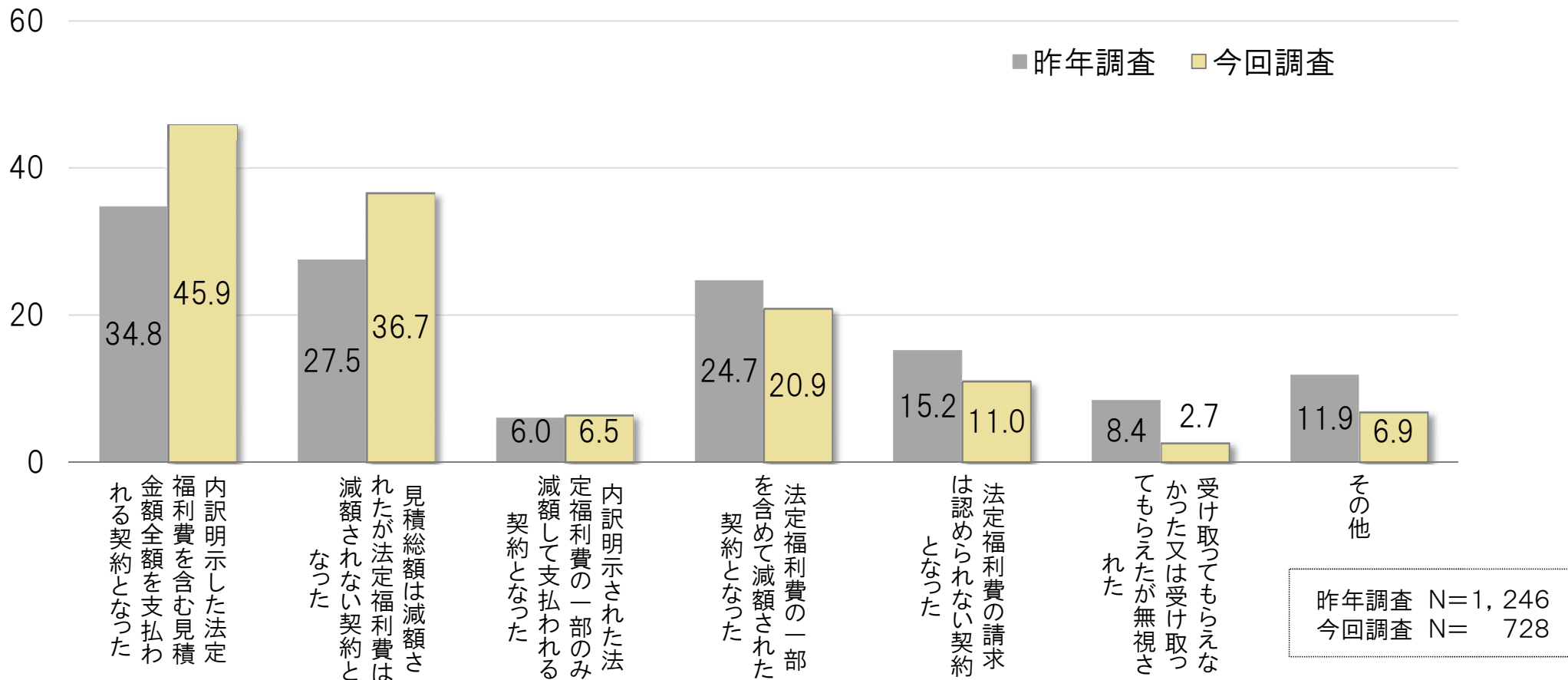
○ 下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由は、「注文者から提出指示がなかった」(68.8%)が最も多く、次に多い回答は「提出しても意味がないと考えたため」(29.3%)であった。



3-3 下請における「見積書」(法定福利費を内訳明示した見積書)の活用状況

(4) 提出した「見積書」に対する元請の反応

- 下請企業が注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出した結果は、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が約5割(45.9%)と最も多く、昨年(34.8)から約11ポイント増加した。
- 2番目に多い回答は「見積書総額は減額されたが法定福利費が減額されない契約となった」(36.7%)で、昨年(27.5%)から約9ポイント増加した。

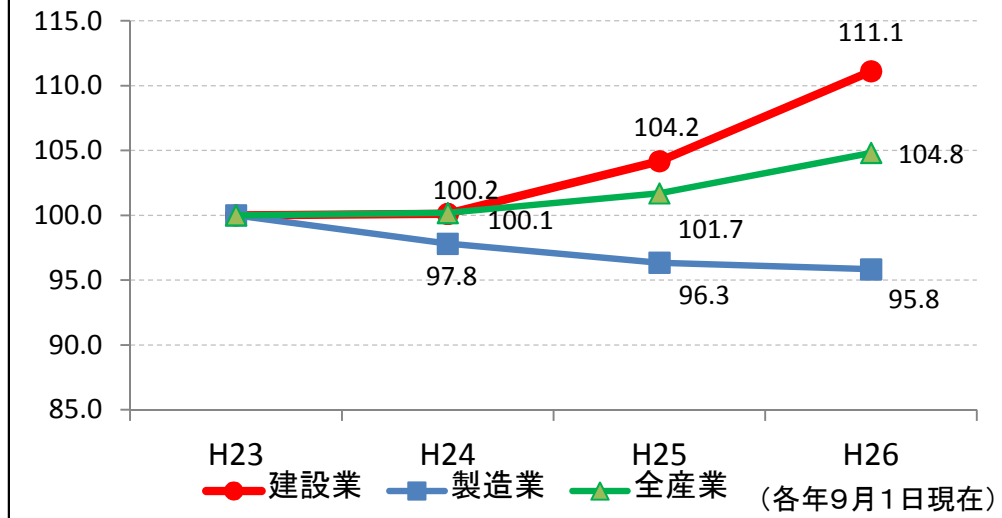


「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移

○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況に関して、平成23年を100とした場合の適用事業所数・被保険者数の推移は、両保険について増加している。

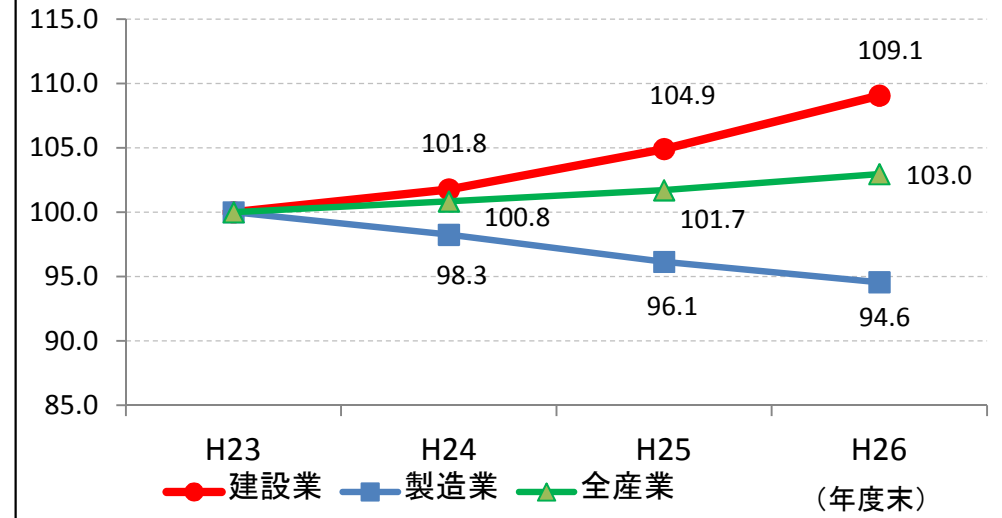
厚生年金保険

厚生年金適用事業所数の推移 (H23=100)

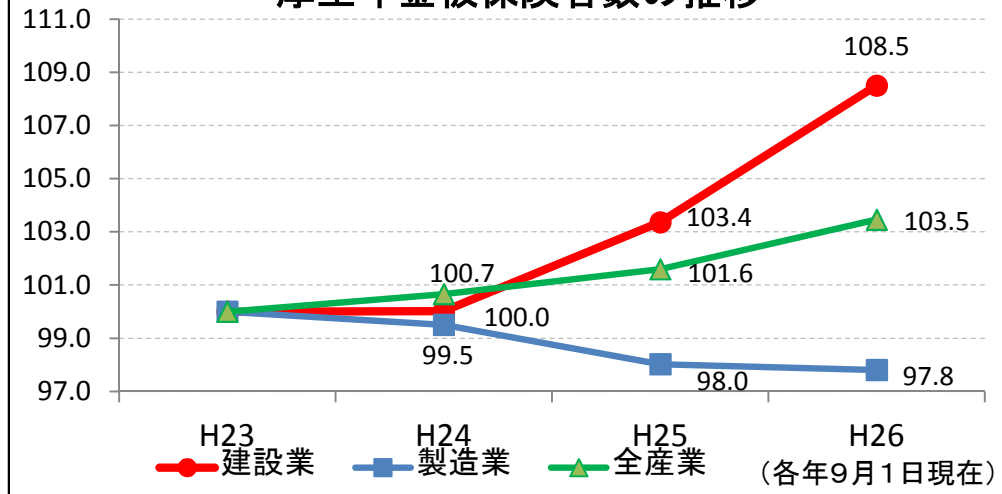


雇用保険

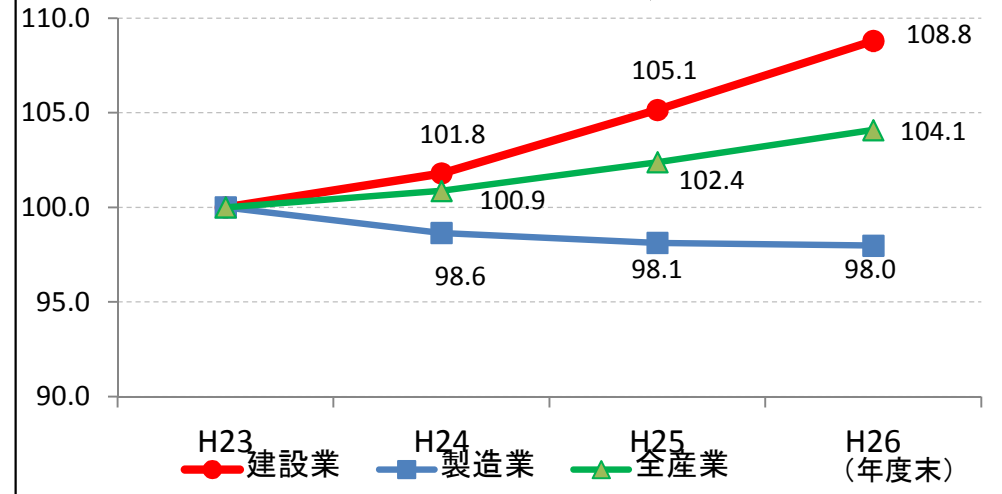
雇用保険適用事業所数の推移 (H23=100)



厚生年金被保険者数の推移 (H23=100)



雇用保険被保険者数の推移 (H23=100)



平成27年度 下請取引実態調査の結果

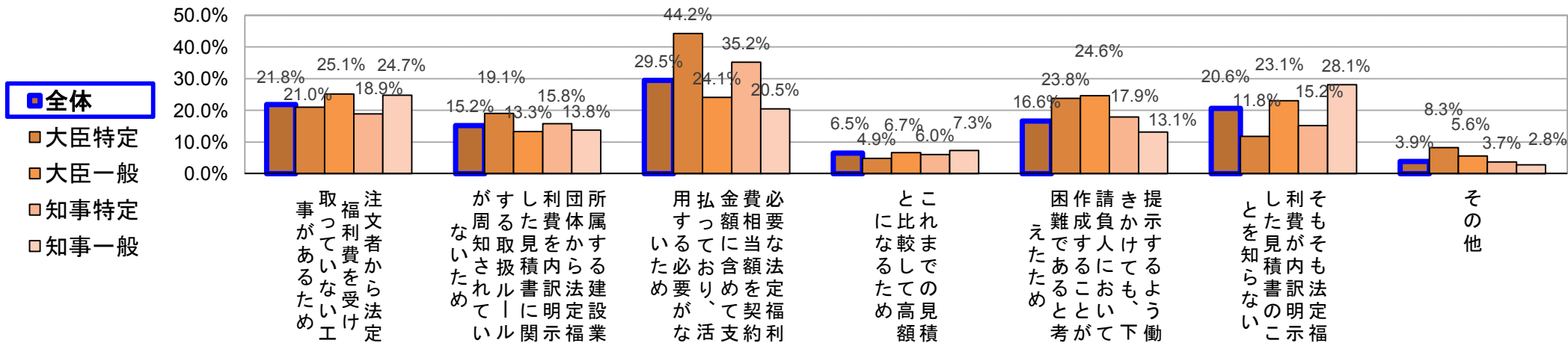
- 元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を「全て」又は「一部」の下請契約で働きかけているとの回答は合わせて33.2%であり、昨年度から4.5ポイント増加した。
- 働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」が29.5%で最も多かった。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】

- 1 全ての下請契約で提示するよう働きかけている
- 2 一部の下請契約では提示するよう働きかけている
- 3 以前は提示するよう働きかけていたが、現在は働きかけていない
- 4 現在は働きかけていないが、今後締結する下請契約では働きかけていくことを検討している
- 5 働きかける予定はない

	H27	働きかけ			
		1	2	3	4
全体	H27	19.4%	13.8%	1.4%	44.5%
	H26	19.0%	9.7%	1.3%	42.7%
大臣・特定	H27	34.3%	17.0%	1.1%	41.1%
	H26	34.9%	10.8%	0.9%	43.6%
大臣・一般	H27	13.9%	13.4%	0.9%	53.2%
	H26	17.3%	9.6%	0.5%	39.6%
知事・特定	H27	22.1%	14.4%	1.4%	46.2%
	H26	20.8%	10.3%	1.3%	46.2%
知事・一般	H27	11.0%	11.9%	1.5%	42.9%
	H26	11.6%	8.7%	1.5%	38.3%

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由】



平成27年度 下請取引実態調査の結果

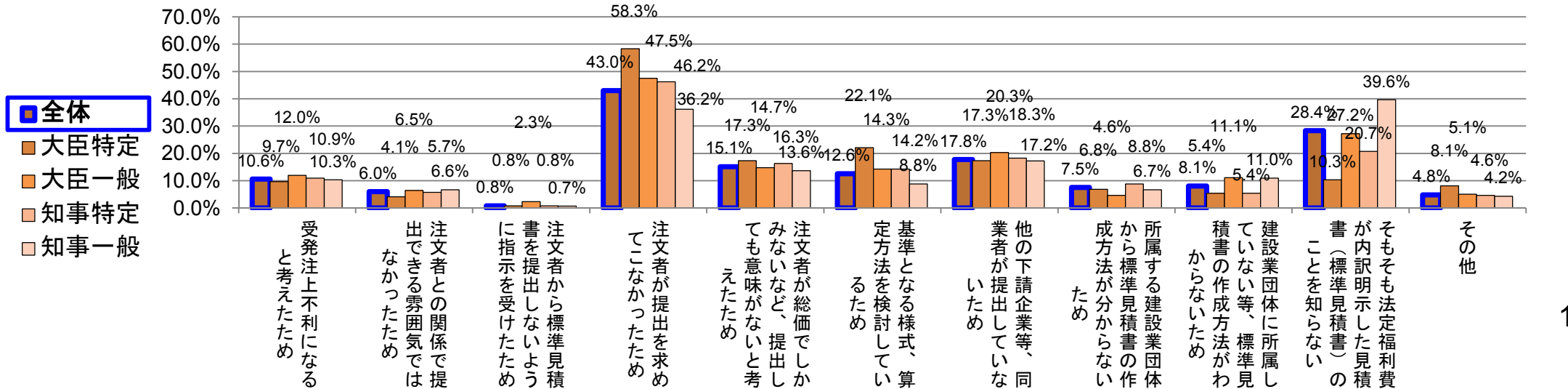
- 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況については、「全て」又は「一部」の工事で提出しているとの回答は合わせて35.9%で、昨年度から4.3ポイント増加した。
- 提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(43.0%)との回答が最も多かった。また、知事一般建設業者に関しては、「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」(39.6%)が最も多かった。

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

- 1 全ての工事で提出している
- 2 一部の工事で提出している
- 3 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み)
- 4 提出していない
(法定福利費が内訳明示された見積書を未作成)

	H27	H26		
		1	2	3+4
全体	15.1%	20.8%	5.2%	59.0%
	14.9%	16.7%	5.2%	63.2%
大臣・特定	21.9%	32.8%	4.7%	40.6%
	21.0%	24.8%	6.9%	47.2%
大臣・一般	12.9%	28.5%	2.8%	55.8%
	14.3%	17.0%	4.9%	63.7%
知事・特定	16.1%	21.7%	5.8%	56.4%
	15.5%	17.2%	6.0%	61.3%
知事・一般	12.5%	16.4%	4.7%	66.4%
	12.8%	14.2%	4.1%	68.9%

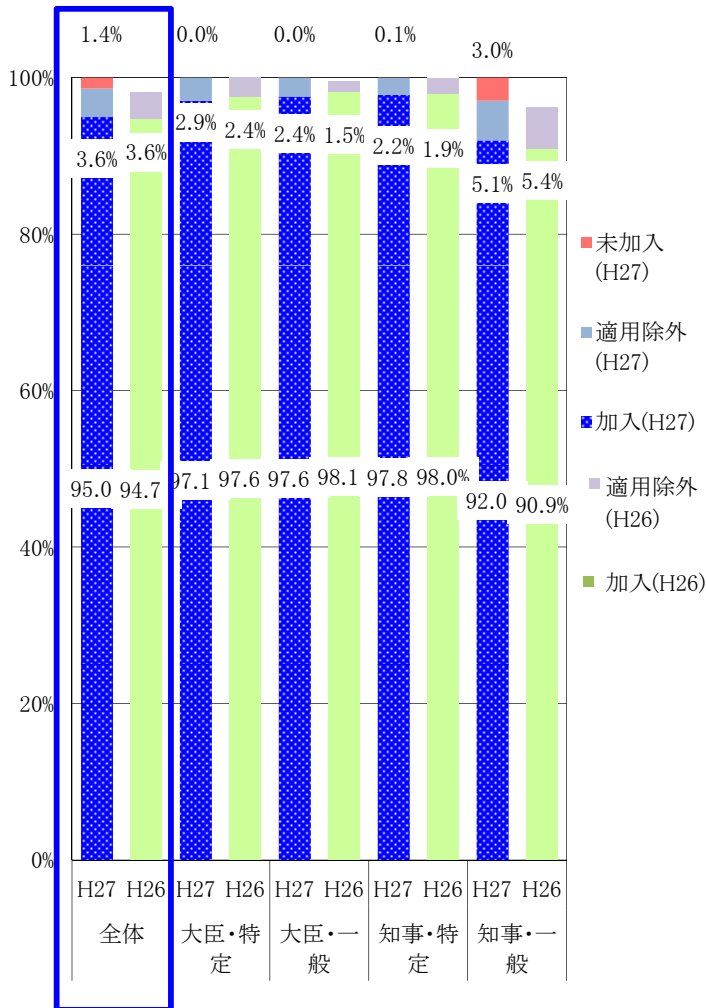
【下請負人が標準見積書を提出しない理由】



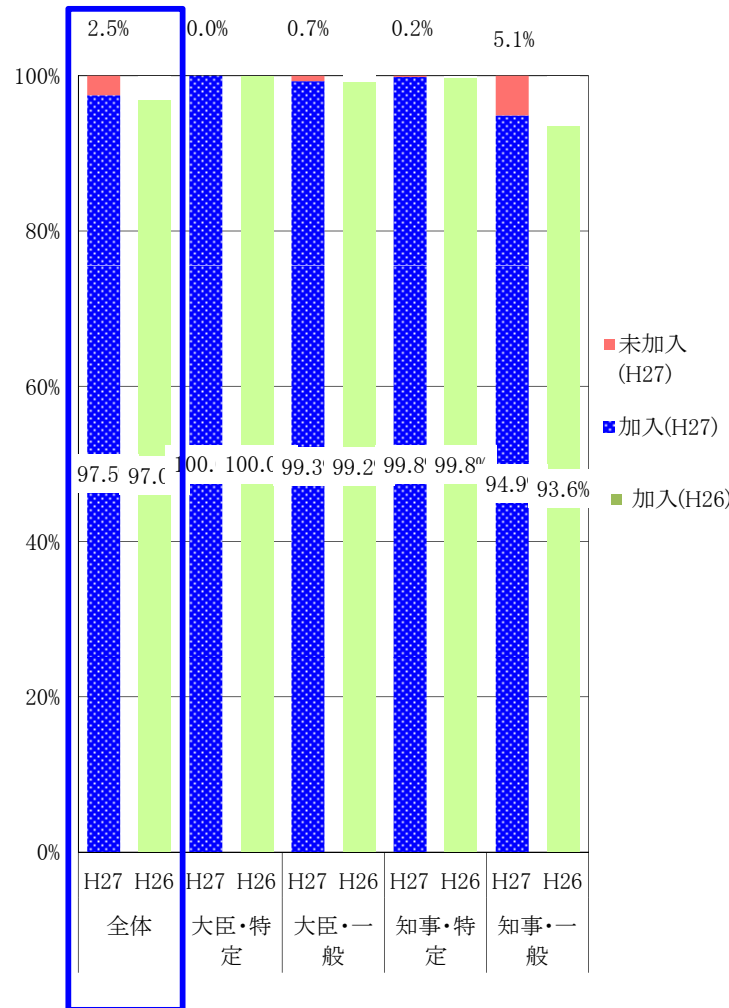
平成27年度 下請取引実態調査の結果

- 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険の加入状況については、全て昨年度より改善した。
- 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入状況の改善が進んでいる。

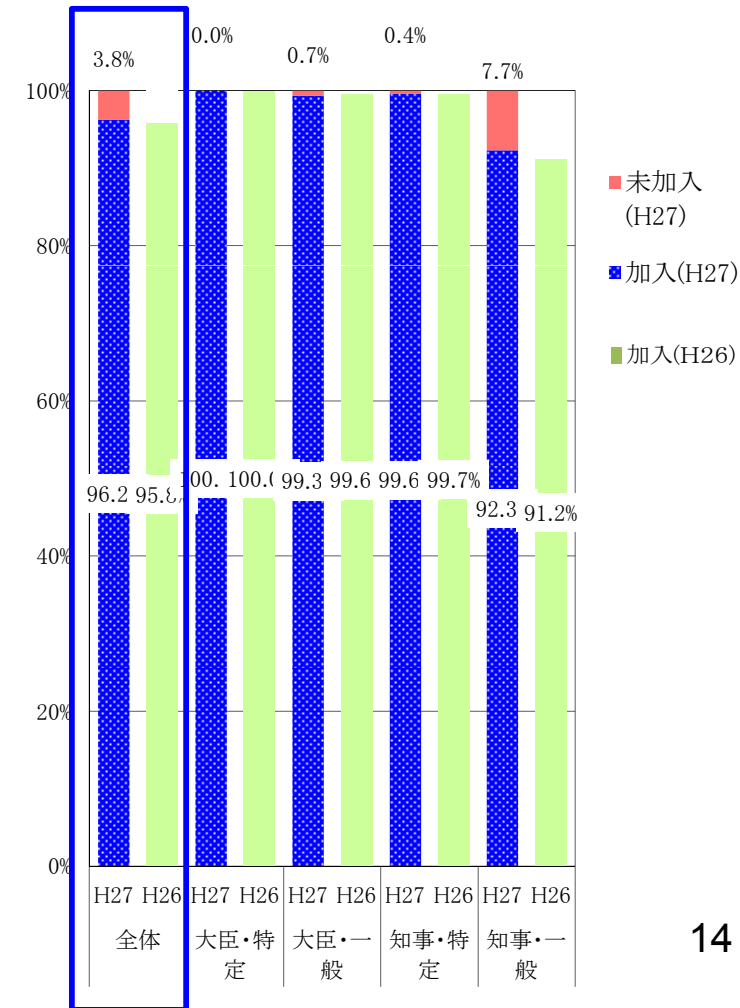
健康保険の加入状況



年金保険の加入状況



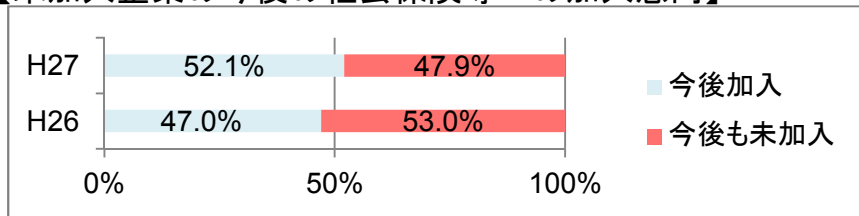
雇用保険の加入状況



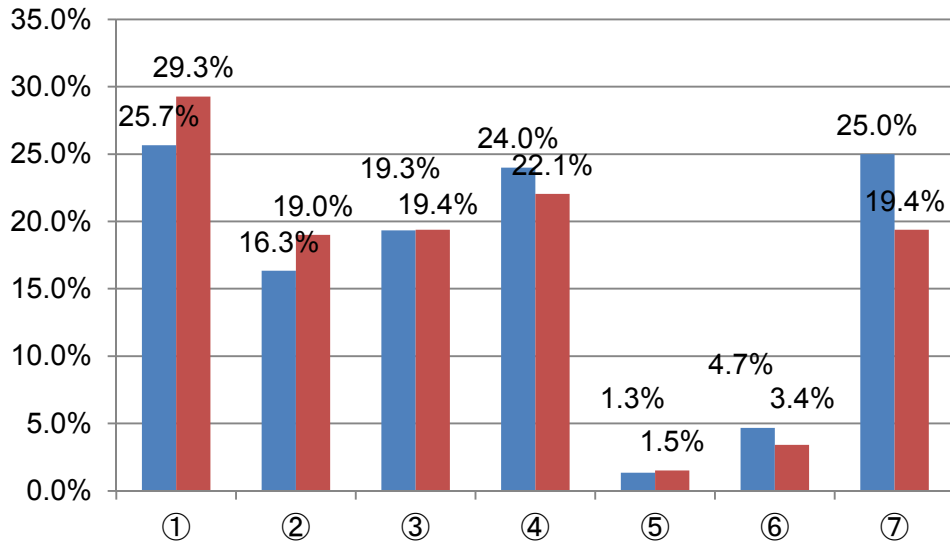
平成27年度 下請取引実態調査の結果

- 3保険のいずれかで未加入と回答した企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は52.1%で昨年度より増加。
- 今後加入する理由としては、「①許可行政庁から指導を受けたから」(25.7%)、「④未加入だと元請負人から工事を受注できないから」(24.0%)が多かった。
- 今後も加入しない理由としては、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(38.0%)、「⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない」(24.3%)が多かった。

【未加入企業の今後の社会保険等への加入意向】

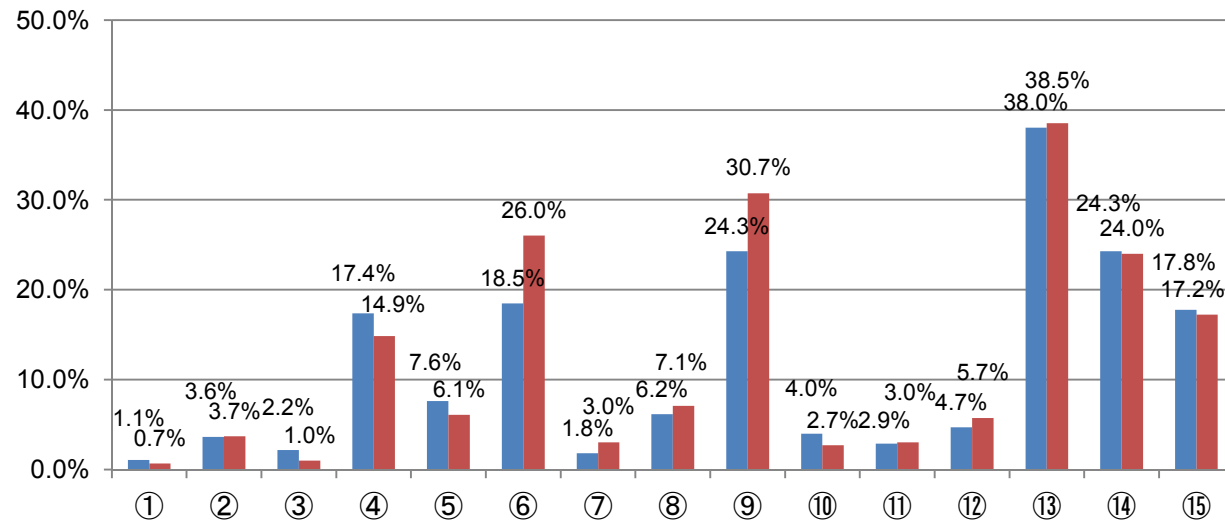


【今後加入する理由】



- ①許可行政庁から指導を受けたから
- ②未加入だと入札資格審査を受けられないから
- ③元請負人から指導を受けたから
- ④未加入だと元請負人から工事を受注できないから
- ⑤今回、公共工事設計労務単価が上昇したから
- ⑥元請人が法定福利費を考慮してくれるようになったから
- ⑦その他

【今後も加入しない理由】



- ①公共工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ②公共工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ③民間工事の発注者や元請負人が、法定福利相当額を含む契約額の引き上げに応じてくれない。
- ④民間工事において、請け負った金額が低く、法定福利費が捻出できない。
- ⑤受注者の立場では、発注者や元請人に対し、法定福利費を求めづらい。
- ⑥赤字補填や運転資金に充当する必要があり、社会保険等に参加する余裕がない。
- ⑦建設機械の購入など他の用途に充当したい。
- ⑧他社との競争上、法定福利費を負担することができない。
- ⑨経営の先行きが不透明で経費増となる加入に踏み切れない。
- ⑩加入させるためにいくら必要なのかがわからない。
- ⑪加入させるための手続きがよくわからない。
- ⑫技能労働者本人が加入したらない。
- ⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない。
- ⑭いずれ廃業する予定である。
- ⑮その他